

滋賀県社会福祉審議会

第 1 回再犯防止推進計画検討専門分科会概要

- 1 開催日時 平成30年7月17日(火) 午前10時00分～11時50分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館3階多目的室3
- 3 出席委員(五十音順、敬称略) 8名
小田桐重孝 北岡賢剛 城貴志 多胡重孝 津田正慎 中川英男 長尾和哉
松村裕美
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略) 2名
河合 隆史 辻本 哲士
- 5 事務局
市川健康医療福祉部次長
健康福祉政策課: 正木課長、海老根課長補佐、関副主幹、幸重再犯防止実態把握調査員
- 6 進行
 - (1) 健康医療福祉部次長あいさつ
 - (2) 委員紹介、事務局紹介
 - (3) 専門分科会長の選出について
 - (4) 滋賀県再犯防止推進計画の骨子案について

7 概要

〔司会〕

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部次長より御挨拶申し上げます。

〔健康医療福祉部次長〕

皆様おはようございます。

本日は、滋賀県社会福祉審議会第1回再犯防止推進計画検討専門分科会ということで、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、本県の健康医療福祉行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていけるようということで、更生保護や社会福祉に御尽力されておられますことに、敬意を表したいと思います。

さて、この本専門分科会についてでございますけれども、この5月に設置してから、初めての会議でございます。改めまして、委員に御就任いただきましたことに御礼申し上げたいと思います。

また、本県の社会福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日の内容でございますけれども、まず専門分科会長の選出をいただいたあと、改めましてこれまでの経緯などを事務局から御説明させていただきまして、本県計画の検討課題等について意見交換をしていただきたいということを思っています。

これまで、色々な機会に保護観察所様や定着支援センターの関係でも色々御意見をいただきながら準備を進めてまいりました。ようやく計画というところへ辿りついたわけでございます。

また、犯罪被害者の支援条例が平成30年4月から滋賀県は施行しております。

そういう意味で社会福祉審議会でも、非常にこれは難しい課題であろうと、今まで県では計画と言いますと、高齢者、障害者とかあるいは保健医療とか分野をある程度限定した計画、それぞれが連携をとってという形でしたけれども、ある意味非常に幅広い御意見を頂戴しないといけないということでございまして、さらに審議会の方では「是非滋賀県らしい計画にしてください」と意見もいただいております。

委員の皆様には、非常に限られた時間ではございますけれども、豊富な御経験や深い御見識をもとにした忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔司会〕

はじめに、本日は、専門分科会設置後のはじめての会議でございますので、僭越ではございますが、事務局から委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元に配布させていただいております「座席表」と「委員名簿」を御覧下さい。

（出席委員紹介）

ありがとうございました。

なお、本日、御都合により御欠席の委員を御紹介いたします。

（委員紹介）

次に事務局を紹介させていただきます。

（事務局紹介）

次に本日の専門分科会には、委員10名中8名の御出席をいただいておりますので、委員総数の過半数を超えておりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

（資料確認）

以上でございます。資料等不足がございましたら事務局までお伝え願います。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、本日は再犯防止推進計画検討専門分科会が設置されてから、はじめての会議でございます。

このため、専門分科会長が選出されるまでの間、大変恐縮ですが事務局においてしばらく議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いします。

最初に、次第の3（1）にありますように、専門分科会長を選出する必要があります。

滋賀県社会福祉審議会条例第7条第2項により、専門分科会長は委員の互選によることとなっております。

専門分科会長の選任について、皆様方の御意見をお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔委員〕

長年におわたって制度の狭間におかれた方々の支援をされてきました、滋賀県社会福祉士会の中川会長にお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

〔司会〕

それでは皆様、他に御意見ないということですので、中川委員に再犯防止推進計画検討専門分科会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

〔司会〕

ありがとうございます。それでは、中川委員におかれましては、会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

進行ですが、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、専門分科会長はその専門分科会の事務を掌理するとありますため、中川会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

〔専門分科会長〕

よろしく願いいたします。私の方は、10年になりますでしょうか。平成20年に地域生活定着支援センターのモデル事業を滋賀県で担当させていただいてきました。

また国立のぞみの園という国の知的障害の施設ですけれども、そちらでも刑務所や少年院を出てきた障害のある方の社会復帰支援を担当してまいりました。

多分、そういった関係で御指名いただいたと思うのですが、社会福祉士ということで、ソーシャルワーク専門でございますので、むしろ皆さまの方がそれぞれ御専門ということで、この会議につきましては、色々皆さま方の教を伺いながら、なんとか調整してまとめていく役割をさせていただけたらと思っております。

何卒、御指導よろしく願いいたします。

それでは、まず最初に会議の進行に先立ちまして、これまでの経緯などについて、事務局の方から御説明をお願いいたします。

〔事務局〕

(参考資料1～4、資料1～3 説明)

今、説明させていただいたのは、次第でこれから骨子案ということで御検討いただくところの前提ということで、滋賀県の取組ということでございます。

それと今回、社会福祉審議会ということでございますので、審議会についてはホームページで概要を公開しておりますので、その点も御了承いただければと思います。

〔専門分科会長〕

ありがとうございます。滋賀県の再犯防止推進計画を策定するにあたっての国からの流れですとか、今日御出席の委員の皆様方にも非常に関連のある滋賀県での今の取組の現状について、事務局から御説明がございましたけれども、何か御意見とか御質問がございますでしょうか。

それぞれの分野以外のところでももちろん結構でございますので。たくさんの資料でしたが何かございましたらお願いいたします。

皆さん考えておられる間に私の方から。国の方で計画の策定ということで、特にこういう計画策定のモデル県になっている県というのはあるのでしょうか。

〔事務局〕

お答えいたします。都道府県で計画を策定しているのは鳥取県のみであるというのが現状であり、それぞれ情報を収集しているところです。

また、法務省もガイドラインまでは今回作らないということですので、各都道府県独自項目の部分がかなり濃淡でくるのではないかと思います。

〔専門分科会長〕

滋賀県では、社会福祉審議会ですべて「滋賀らしさ」とか「丁寧な計画」とかありましたけれども、私も噂話レベルで申し訳ないのですけれども、他の県と比べて、例えば薬物依存の問題ともかもきちんと対応していこうとかという違いはあるのでしょうか。

〔事務局〕

そこも今から検討していくこととなるのかと思います。私どももまずはということで5つの論点をお示しさせていただいたのは、鳥取県を参考にさせていただいたということもあるのですが、その中でも保健・医療・福祉の連携というところに関わってくる内容になると思います。

そしてそこをベースに色々な広がりをしていくということに、福祉部門でこの計画を担当させていただくという意味があるのかと覚えているところです。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。皆様の方で何か御意見とか御質問とかよろしいでしょうか。

この後、具体的に計画策定に向けて、御自由に、1回目ですので、とにかく色々な課題を出していただいて、だんだん整理をしていけたらというふうに思いますので、次に移らせていただいてよろしいですかね。

またその中で御質問が出てきましたらよろしくお願ひいたします。

それでは、次第の3（2）滋賀県再犯防止推進計画の骨子案についてということで、事務局の方から御説明をお願いいたします。

〔事務局〕

（資料1 説明）

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。ただいま事務局からの御説明がございましたけれども、

皆様方の思いとか御意見等、色々あげていただけたらと思います。

どなたからでも結構ですのでよろしく願いいたします。

〔委員〕

よろしいでしょうか。先程、会長から問題提起のありました薬物対策でございますが、これについて、過日、法務省で全国の保護観察所長と地方更生保護委員会委員長を集めた大きな会議がございまして、法務大臣も出席していたのですが、そこでですね、先程触れられましたモデル事業、これについて全国的な状況はどうかという説明があった上で、それぞれ代表的な取組をしている都道府県と政令指定都市が、それぞれ半日かけて発表がございました。

滋賀県からは健康福祉政策課課長補佐が出席されて、滋賀県の取組を発表されたのですが、大変好評でございまして、終わってから関係者が私のところに寄ってきて、滋賀県はいいですねと、うらやましいですねと、そういう称賛の声が聞かれました。

それは何かということですね、再犯防止の取組について、国が旗振り役になって、そもそも議員立法で法律ができて、それを受けて昨年度、国が計画を閣議決定したということで、国がはじまったのですが、滋賀県においてはまさに自分達の問題として、滋賀県民の福利厚生を含めて、まずは再犯を防ぐためにはどうしたらよいかということで、県が主体的になって考えていただいている。これに非常に皆さん感銘を受けまして、その発表の後に元千葉県知事であった堂本さんが、ライフワークとして女子刑務所の改善について力を入れていらっしゃる方なのですが、講演があったその後に滋賀県の取組にあえてふれて、この取組の中に薬物対策が入っているということについて感銘を受けたと、そういうお言葉まで頂戴いたしまして、そう意味では滋賀県におけるモデル事業、これが薬物対策を取り組んだということで高く評価をされているということでございます。

他のところはどうかと言いますと、今手元に全国の状況の資料があって、目を通してはいるのですが、薬物対策をモデル事業に組み入れているのは、北から順に旭川市、栃木県、それと長崎県、これに加えて滋賀県ということで4つだけなんです。

その中で滋賀県においては、薬物対策だけではなくて、グローさんと連携をとって、起訴猶予者について、高齢者、障害者に対して支援を差し伸べるというそういった事業が既

にはじまっていて、その事業だけでなく、さらにウイングを広げるという意味で薬物対策とそれともう1つ就労支援ということで、幅広い形でモデル事業を行ったということが非常に高く評価をされております。そういう意味では、本省ではこの取組については、注目しているところなのですが、特に薬物対策について何故重要かと言いますと、刑務所の収容者の数を見ればいいんですね。

男子刑務所においては1/4、罪名で見ると窃盗が一番多いのですが、続いてほぼ同じぐらいで覚せい剤取締法違反なんですね。刑務所の人口のうち1/4、これは男子刑務所はそうなのですが、これが女子刑務所になると4割が覚せい剤取締法違反で受刑しているということなんですね。

そうした時に皆さん御承知のように、先程御紹介もありましたけれども、再犯防止施策において、国で計画を作った時に数値目標を掲げたのです。その数値目標が何かと言うと、参考資料3にもございますけれども、2年以内に刑務所にまた戻ってきてしまう割合、再入所率と言っているのですが、今18%、これを平成33年までに2%減らそうというのが数値目標なんですね。

そういうふうにと考えると、一人ひとりの支援が大事なのは言うまでもないのですが、政策的にマクロ的に見ると薬物対策というのは非常に大きな意味合いなんです。せっかく刑務所を出所しても刑務所に戻ってしまう割合、これを2%減らそうとすると、やはり薬物事犯の人に力を入れて、手を打たないといけない、手当をしないといけないということですし、それと就労支援というのは、窃盗犯も多いですから大事なのですけれども、薬物ということについては、再犯率も高いですし、この人の手当をどうしていくかということは大事というところは、全国的に共通認識があるところですね、滋賀県は先程紹介したようにモデル事業にこれを組み入れたというところで評価をされているところなのですが、もう1つ滋賀県では今、薬物依存者の治療に協力していただいているというか、受け皿として非常に頼りにしているのが、滋賀県精神医療センターなんですね。

保護観察になりまして、当然、保護観察にふされた時に薬物事犯者については、専門的処遇プログラムというものを受講する義務があるのです。これを果たさないと執行猶予が取り消されてペナルティがありますから、大抵の人は渋々やっているのですが、やっぱりプログラム処遇を受けていく中で、これは大事なことなんだと、しっかり治療を受けて

みたいという、そういうふうにな変わっていく人もいますね。

外的な動機づけから内的な動機づけにな変わっていく瞬間がありまして、そう意味では私どもがプログラム処遇、保護観察において仕上げたものを然るべき医療機関につなぐという、バトンタッチという発想が必要でございまして、本格的な治療については医療機関でするので、そこへのバトンタッチをしていくということについて、滋賀県はありがたいことに滋賀県精神医療センターというところがございまして、そこでスマープという我々と同じモデルを使った治療をされておりました、そことの連携が非常にいいですね。

そういう意味では、このモデル事業を実施するにあたって、実際にそういうのが出来るそういう環境が滋賀県にはございまして、滋賀県精神医療センターとの連携、これを強化していきたいという思いが私どもにあるのですが、ここ1か所のみですので、御承知のように滋賀県は琵琶湖を挟んで交通の便を考えると草津市にある滋賀県精神医療センターだけでなく、ここを中核としながら、ここを拠点としながら薬物依存者を受け入れていただく、そういった病院を積極的に開拓していきたいなど、そういう実務上の要請がございまして、このモデル事業をうまく活用してそういった御理解のある医療機関が1つでも増えれば大変心強いなど、そういうふうにご考えているところでございます。

〔専門分科会長〕

薬物の問題は、窃盗に続いて非常に大きな人数も占めておりますし、色んな課題が多分山積みだと思います。

この辺、今、薬物の問題が出ていますけれども、医療機関との連携というような意味合いで他の委員さん方、実際に抱えておられる課題とか何かございますでしょうか。

〔委員〕

就労支援として、協力雇用主として今まで10年ぐらい30名近く雇用させてもらって、なかなか長続きしないんですね。一般的にですが、犯罪される方というのは、家庭環境であつたりとか色んな問題もあるんですけども、もともと持っている障害というのが壁にあつて、住環境とか就労とかの環境整備によって更生する人もいれば、もともと発達障害的な、ただ発達障害として指摘されたことのない人とか、それを自覚していない、またま

わりも認識のない場合とかは、結構おられるんですね。専門機関などに相談に行っていないからそういうふうに位置づけすることは難しいのですが、明らかにまわりに合わせられないとか相手の気持ちを理解できないとか、なぜ犯罪をしてはいけないのかとか、まず落ちついて、これからどうすればよいかなど理解できないという人が多々おられるんですね。

刑務所の中で集団で生活していたらわからないですけれども、その人が社会に出ると周りの人がやっぱりそこまで丁寧に関われないことが多いので、どうしても孤立してしまうとかというのがあって、薬物治療だけではなく、発達障害のような感じの人とかも、例えば協力雇用主の方から申請すれば優先的に対応してもらえとか、そういうフォローがあればありがたいかなど。

本人は自覚がないので行かないのと、すぐになくなってしまふ、行方不明になってとか、辞めてそのまま。保護観察所から来られた方というのは、保護観察がついているので、保護司さんとかもついておられたりすると思うんですけれども、障害的なことが医療の視点で何かそれで治るようなことも必要なのかなど。やっぱりどこに相談していったらよいかわからないということがある。

〔専門分科会長〕

大きく医療との関係というようなところで、発達障害の方で自覚のない方というのは、たくさんおられてトラブルはあるんだけど、本人も生き苦しいんだけど、なかなか上手く支援にもものついていかないという御経験もおありかと思うんですけれども、そのあたりで御意見いかがでしょうか。

〔委員〕

就労支援の立場では、再犯防止という部分ではなくなるかもしれませんが、大学のキャリアセンターから相談が多くて、なかなか御自身が発達障害ということ、御家族を含めてということかもしれませんが、認識するのが難しいとか、医療機関へのつながりが全く今までないというケースもありまして、大学から就職する時に色々なかなか面接とかで上手くいかないというところから、初めて受診されたりすると、発達障害ということがわかられて安心をされる方がおられるのも事実で、自分が何故生きづらかったのかとか、何

故今まで人と関わる中でしんどさを感じていたのかというところで、やっとわかりましたという、安心される方もいるという部分で医療とのつながりは大事だなと思います。

もう1つ、今、生活困窮の就労支援の部分で言いますと、薬物だけでなくアルコール中毒の方とかとのつながりの中で、やっぱり医療的なプログラムをしっかり受けておられる方に関しては、就職とか就労も働き続けるということと、医療プログラム、医療との関わりというのは、本当に対になると思っておりまして、そのあたりでいくと病院であったりとか、ソーシャルワーカーとのつながりの中でチーム支援をしていく中で、やっと働き続けることにつながるので、医療機関との関わりをどう作っていくかというのは大事なことでと思います。

〔委員〕

委員のおっしゃったことで、そのとおりだと思うんですが、1つ、やっぱり発達障害というのは、発達障害者支援法が10年前にできて、先日も改正されまして、法律ができたことで、発達障害とはどういう障害を持っているのかというのが身近に啓蒙されたというか、発達障害の意味がですね。

最近、やはりもう1つ高次脳機能障害、これは会長がお詳しいわけですが、小さい頃何かで脳に損傷を受けていた、例えば鉄棒から落ちたとか階段から転げ落ちたとか自転車で倒れたとか、あと交通事故にあったとか、何らかの理由で脳が損傷を受けていて、それが結構わからないまま成人に、たとえ子どもの時に受診してもなかなか適切な医療の判断がないまま、「変わった人だ」みたいなことで出てくると、全体の実態がまだ見えてこないのですけれども、滋賀県でもまだまだ見えてこないんだと思いますが、例えば、認知症ではないのかと誤診をされたりもして、ですから障害とは何かみたいなことを議論する時に、高次脳機能障害という障害そのものが、やっぱり忘れがちになってしまうので、発達障害と同様にこういう人たちの再犯も当然あるだろうと思いますので、しっかりと両輪で議論していく必要があるんじゃないのかというふうに思っています。

〔専門分科会長〕

ありがとうございます。私も群馬県にしばらくいたものですから、例えばクレプトマニ

ア、窃盗依存症の方に関わらしていただいて、群馬は赤城高原病院という専門機関、ドクターがおられて、自助グループも細々ですがやりはじめていたのですね。滋賀県の方はまだまだで、京都の方でやっとそういう自助グループができたということで、野洲の方でもはじめたいと、やっとはじまったというようなことだと思うんですけども、薬物依存、アルコール依存、窃盗依存、今度はギャンブルの問題が出てきつつありますけれども、そういった依存症関係の方たちの医療機関とその後の受け皿ですね、医療ともう1つ後の地域での受け皿というのがもっと求められていくのだろうなというふうに思っております、本当に今、委員からおっしゃっていただいたような滋賀県が注目されているとなれば、そこまできちんとやっていかないと我々いけないだろうなという、ちょっとプレッシャーにもなるんですけども、考えております。

同じように連携という意味でこちらの中に教育との連携の問題が提示されているのですが、このあたりは青少年の育成のところでは委員いかがでしょうか。

〔委員〕

これまでのご意見は、青少年に関すること（教育分野）にもすべて通じる要素であると感じながら聞かせていただきました。

少年センターには、もともと青少年相談という取り組みがありましたし、無職の少年が、やってはいけないことをしてしまう可能性が高いという視点だったのだと思われませんが、無職少年対策として就労支援が従来より取り組まれてきました。

特に就労の部分につきましては、企業や事業所をお願いをして、協力企業のような形で、就労体験をさせていただいたり、そのまま引き続いて就労につながったりというような仕組みというのは従来からあったわけです。

そこに加わって、「あすくる」という仕組みが、やってはいけないことをしてしまった子の立ち直りあるいは社会参加というところにつないでいくというような視点で5つのプログラムというものがあるのですが、例えば就労支援であるとか家庭への支援、あるいはその子自体の生活リズムができていなくて、生活リズムを取り戻そうというようなプログラムであるとか5つのプログラムを準備して、個別の支援を基本にやっています。

16ある少年センターのうちの9か所に「あすくる」という立ち直り支援システムの機

能があります。それも再犯防止あるいはそこまではいなくても再非行を防止していきましょうというようなことで取組がなされてきました。さらに平成22年に施行された子ども若者育成支援推進法、「子若法」に基づく取組があります。

色んなところが連携をしてやりましょう。守秘義務をかけて、適切な情報共有をして、どうしたらよいかを追及していきましょう。それともう1つ、相談がたらい回しにならないように、そのためにもネットワークを作ってやっていきましょうということではじまったものです。

この法律で一番注目しておきたいのは、子ども若者育成支援推進法が、これまでの青少年対策について見直しすべき点もあったのではないかと、それだけでは不十分ではないかということで、視点を変えていきましょうということを示唆していることです。若者にだけ福祉サービスが必要であろう、それから青少年行政の転換という意味合いにおいて、社会から逸脱してしまう青少年の行動を規制したり、取り締まったりすることで改善されていくだろうということだけではなしに、その子の持つ背景にしっかりと目を向けて、どこに原因があるのかを見極めた対応と、色んな人との関わりのできる居場所も作っていかないといけないのではないかと。今までと方向を少し変えていこうといったところがこの子若法の魅力かと感じながら進めてきたかなと思います。

〔専門分科会長〕

今おっしゃった、ネットワークを作るということの中に、例えば、今出ている教育の問題ですとか、先程の医療の問題とかそういうのも明確にそういう連携の中には謳われているのでしょうか。

〔委員〕

教育関係はもちろんですし、保健・福祉の関係、就労の関係、矯正・更生保護の関係、医療も入っています。行政からも、教育委員会事務局各課、健康福祉部各課、商工振興関係課が加わって、官民26の構成機関で子ども・若者支援地域協議会を組織して、実践者の研修の場として、「こんな取組が大事だな」ということで進んできております。

今後、再犯防止ということに関わって、1回やってはいけないことをやった、あるいは

やりかけた子が、またやるということをどう止めるかというところに関わると言えば、その子に対して何かを期待する、こういうことが大事だよ、ああゆうことが大事だねという取組ももちろん大事なのですが、環境を変えなければ、また同じ環境に戻ればそれは同じことの繰り返しになるであろうと考えます。

家庭に居場所としての機能がないとか、あるいは学校の中でも正論で進む部分と、やはり裏から支えるような、サポートのできるような機能がなければとか、あるいは地域がその人たちをどういう目で見ているか、例えば学校から授業を飛び出してそこらでウロウロしている子がいる、学校は何を指導しているのかという視点だけで見ていただいても、やはりそれに寄り添って対応しているという部分もご理解いただいた上で、地域がどうかということが議論されていかないと・・・。

キーワードは「排除意識」みたいなものが色んな段階で多分あるだろうというふうに思うのですが、そういうつもりではないんだけど、しんどさを抱えた人たち、あるいは子どもたちは、排除意識にもものすごく敏感だし、虐待環境での満たされない気持ちみたいなものがあるかもしれないし、身近な人々や関係者もしんどいものを抱えて、排除や虐待という状態に陥ってしまうことも考えられます。そういう排除意識をどうしていくかというようなあたりに取り組んでいくことが大事かなと思います。

もちろん就労の方にどうつないでいくかというようなことで、こういうタイプの若者であったり子どもさんだから、いきなりの一般就労は無理だから段階を踏んでいきましようとか、特性や背景をきちんと事業主にお伝えをして、ご理解をいただいた上で受け入れていただき、うまくいかないからやめるというのではなく、当事者の困りや願いと雇用主の困りや願いを橋渡しして、上手くいっているケースもあります。

やっぱり掘り下げていくと、学校の中での生きづらさ、そこには何かあるんだけど、その生きづらさ故に発する行動が、周りから見た時は迷惑行為にしか映らないし、それを解決するのにどうするかというところに何となく全体として排除意識が働いているのではないかな。

そこをどうしていくかというのは、一般の方であれば、就労場所があって、住居があって、社会の理解があってという部分が、学校においては何になるのか、そのところにポイントを絞って取り組んでいくことが大事なのかなと思います。

要保護児童対策地域協議会という虐待に焦点をあてた、これも地域協議会です。

子ども若者育成支援推進法による取り組みも地域協議会で、よく似た構成機関があるのですが、そこが連携することで、特に教育分野と福祉分野のつながりができてくると、例えば1つのケースをあげた時にこの子の場合については、うちの関わりが大事だよということで、寄ってすぐにでもケース会議をしてというようなことが、結果はどうなるかは別にして、そういう意識とシステムがあるということがポイントになるかなというふうに考えています。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。おっしゃられましたように本当にこういう犯罪行為のあった方、非行の方たちに接していると、あらゆる分野にまたがって、当然、生活ということですので、広がりを持っていると思うのですけれども、同じように保護司さんの中でも学校との連携とか、先程の学校だけではなくて、今言われたような色んな地域の問題ですとかいっぱい抱えておられるかと思うんですがいかがでしょうか。

〔委員〕

先程来、お聞きしていますと、これから我々が何をやるべきかというところで、思うところを述べさせていただきますと、先程、委員がおっしゃったように、やはり一番の問題は家族の問題ですよね。家族がどういうふうにその本人を見ているのか、つまり依存症的な傾向があるというふうにみているのか、それとも高次脳機能障害、そういうところの傾向があるのか、そういうことが家族がわからない。

最近では地域の連携はかなり進んできています。栗東市はかなり進んできております。色んなところで警察関係の情報から色んな支援をしていただいているんですけども、家族の方が全然変わっていない。家族がどう対応していったらよいかわからない。

要するに症状がわからないから家族としては、排他的なそういう気持ちで刑務所から出てきた人を迎える。そうすると環境は何も変わっていませんから、やはりまた自分は除け者なのかなというような感じになって、孤立化して行って、旧知の悪友とまた連携を取り合っているような、そういう形が結構多いんですね。

だから本人がもともと抱えている依存症なのか、薬物対策を滋賀県でもものすごく大切にしようというのは、薬物だけでなしに依存症という観点からいけば、ものすごく色々な教育を受ける人が増えてくるわけですね。

最近、罪を犯す人の意識が変わってきていますよね、昔に比べると。20年前の保護司さんが言われることと、今現実にはじめてケースを持って、これからどうしていったらよいかというように思ってやられる保護司さんと意見が違います。

これは学校現場も一緒だと思うんですね。いじめの問題にしてもある委員が集まっていじめはなかったと。今度はやっぱりいじめはありましたと。あれは委員さんが持っていらっしやる意識が全然違うということだと思うんですけども、そういう意味では、啓蒙と言いますかね、当事者に対する周りの人たちに対して、考え方を変えてもらう。これが変わりますと会長が前におっしゃっていたように人生観が変わる、本当に一変します。我々もびっくりするぐらい一変します。要するに家族の意識が変わったり、周りの人の意識が変われば。

特にこれから高齢の対象者が増えていきます。更生保護施設も高齢者対策の受け皿になってきていますが、それはまさに委員が言われたように、高次脳機能障害が出ているということが全然周りがわかっていないというふうに私は思います。

また今回、事業計画の資料3を見せていただいて、ここまでちゃんと本当に良いポイントをつかんで実施していただいているなというふうに感心させていただきました。そこに先程来出ているように教育的なあり方、家族をどう支えていくか、そのあり方と同じく協力雇用主の方が一生懸命していただいて、対象者を採用していただいているのですけれども、すぐに辞めてしまう1つの原因は、その協力雇用主さんは、社長はものすごく熱心に思ってくださいているのですけれども、そこにいる従業員が同じように受け入れてくれているかという、従業員の目がやっぱり全然違うのですね。何かやったのであろうと。それで色々言われて、本人が友達から電話がかかってきて電話の応対を見ていたら大体わかりますよね、この人はかなり悪いことをやっていたなとか、そういうのはわかりますから。

そういうような点で、本人が「辞める」というから「なんで」と聞いたら、「従業員の人が白い目で見られている」、「もうあんまり行きたくない」ということがあるん

ですね。

やっぱり本当に一部の人にもものすごく協力雇用主の方は一生懸命やっておられて、どんどんおいでというふうに取り組まれているけれども、本人が辞めてしまう。そうすると受け入れしていただいた協力雇用主さんも、やっぱりすぐ辞めてしまうと自分が悪いのかなと思ってしまうんですね。

保護司でもそうです。再犯されたら保護司やめようかなと私も何回思ったことか。そういうことがありますので、全体が変わるといのがものすごく大切なので、それをどういうふうにしていくのかというのは大きな取組課題かなと思います。

〔専門分科会長〕

先程の事務局の御説明でもありました、最後に県民の啓蒙という問題は、本当に大きな問題ですけれども、今言っていた本当はすぐ身近にいる御家族とか同じ職場で働く方たちとかに対して理解していただくということの大事さとか、御指摘いただきましたけれども、視点を変えて、犯罪被害者の存在を十分に認識してということで、基本方針にもあって、これは非常に大事なことで、私たちが加害者になった方の社会復帰支援をしていく時に、やはり被害者のことを忘れて話をするとものすごく社会からの抵抗があるのは、当然のことなんですけれども、そのあたりの視点でこういったことを基本方針にあげていくということで、委員の方から何か御意見をいただけますでしょうか。

〔委員〕

この3番の「犯罪被害者の存在を十分に認識し」と書かれていることで、私はここに居てもいいのかなとちょっと思っていたのですけれども、例えば滋賀県の犯罪認知件数はこれだけ減っていますよと、いつも警察から言われるんですね。検挙人数もこれだけ減っていますというグラフがあるんですけれども、被害者支援センターの相談は、年々伸びておりまして、平成29年度は1,453件でこれは都道府県の人口別でいくと全国1位なんです。2年続けて全国1位となっております、これだけ犯罪も少なくなっていると言われていたのですけれども、犯罪被害者支援の件数は本当にずっと全国トップクラスになっている。

そもそも全件数の中の6割ぐらいが性犯罪の被害者なんです。今回も再犯のところの罪種別を書いてもらっているんですけども、窃盗とか粗暴犯、その他になっていて、性犯罪の再犯率というのが結局よくわからないと思うんです。そもそも性犯罪の被害に遭っていきながら訴えていく人の割合というのは全くわからない、被害件数の暗数がわからないから、私たちが支援していても、被害に遭った、でも警察には届けませんという人もいます、届けたところでそれが事件化されません、やっとならば事件化されても検察では不起訴になります、なんとか起訴まで持ち込んだけれどもほぼ執行猶予状態になるんですね、よっぽどのことがない限り。

それで執行猶予になる情状酌量の条件として、加害者矯正プログラムに何回参加しましたみたいなことをよく言われるんですけども、その加害者矯正プログラムは一体どこでやっているのかということもあって、滋賀県にはほぼないみたいなことで、定着支援センターで少しやっていたと思うんですけども、大阪の1回何万円みたいなところに1回行っただけで、プログラムを受けていますみたいなことを裁判所で言って、今後もプログラムを続けてくださいと裁判所に言われて執行猶予みたいな感じが結構多くて、薬物依存もギャンブル依存ももちろんそうなのですが、性犯罪というのは確実に被害者がいる犯罪なんですよね。

薬物とかギャンブルは自滅していく方もいて、直接の被害者というのがないという人もありますので、性犯罪の加害者をどうしていくかというのが、本当にものすごく難しい問題なんです。

刑務所からも講演依頼がきていますが、その人その人の引き金になる言葉というのが皆違うわけですね。例えば私が講演に行くと、「被害者の人が嫌と言ったでしょう」と言ったとしたら、その人は出所した時に私が「嫌と言ったでしょう」と言った記憶が蘇って、嫌というのに反応する人であれば、「嫌」ということがよく感じる人もいますよね。

あと子どもたちがものすごく被害に遭っているんですね。でも訴えていけない子どもたちもいっぱいいますし、親ももちろん訴えない。そういうふうな子どもの時に被害に遭って、それが結局また加害者になっていくというようなことがいっぱいあるし、その人の性癖ですとか病気ですとかで片づけてはいけない問題がこの性犯罪の加害者対策だと私は思っているんで、これもどこかにちょっと入れていただけないかなというのが被害者支援の

立場からの意見です。

〔専門分科会長〕

はい、ありがとうございます。確かに社会福祉審議会が一番最後の委員長の発言にありますけれども、薬物の方もそうですけれども、特に性犯罪の方に対して再犯防止という視点をどう考えていくのかというのは、本当に非常に難しい、支援したことが引き金になって、要因になったというようなことで裁判で支援した側が厳しく指摘されたという案件も聞いております。

ただおっしゃられましたとおり、単に性癖とか病気とかいうことではなくて、やっぱり色んな成育歴から人間関係の取り方から、認知の問題からなど色んなことが絡んでいて、非常に難しいとは思いますが、今の御提案で滋賀県の再犯防止推進計画の中にそういった方たちの問題も検討していくということによろしいでしょうか。

〔委員〕

今の委員の御指摘ももつともだと思えます。一方でこの性犯罪に対する矯正プログラムが例えば刑務所の中でどの程度いいプログラムが行われているのかというのは、そのあたりはなかなかまだつまびらかになっていない感じがしますよね。

ですから、ましてやその社会の中で、そういうリスクを持っている人とどういうように再犯をしないというか、そういう観点で何ができるのかというのは非常に最も難しいところだなというふうに思いますので、何かモデル的なプログラムがあるのかとかですね、よく海外の刑務所ではこういうプログラムが普及してというのも聞きますよね。

ですから何かそういうものがあるのかどうかですね、国内においても。

〔委員〕

前に専門の先生からお聞きした時は、アメリカのプログラムをポンと持ってきて、皆でやらしても意味がないと。個人個人で皆違うので、その人にあったものをしないと意味がないと言われたんですけれども、加害者にはこれだけお金をかけてもらえるのかと私たちは思っていて、被害を受けた人は生活もできない、部屋からも出られない状態になってい

るにも関わらず、加害者はそんなにやってもらえるのかと思いました。

〔委員〕

プログラム処遇のいわゆる効果検証というのが、大きな課題なんですけれども、海外ではそれなりの効果があると言われておりまして、ただ先程、委員が言われたようにその効果検証については、何年か前にプレスリリースがされているのですが、それについては、効果はあるという結論なのですが、ただそれが個別に見るとどうかということなんです。

全体を集めて見ると一定の効果はある、ただそれがどういった方に対して効果があるとかそういった個別具体的な検証まで至っていないくて、マクロで見て多少再犯率は下がっているという結論なのですね。

そうなる和我々実務家として言うと、これはやらないよりはやった方がましだろうというぐらいのレベルということは否めないのですね。確実にこのプログラムをやったら再犯を防げるという、それほど確度の大きいものではないという前提なんです。

ですからプログラム処遇を行えばそれでよいという問題ではなくて、非常にこれは難しい問題があって、先程、委員が言われたように公判の中で少しでも有利な情報を集めるために、とあるクリニックに行きましたよと、それをもって裁判官が更生意欲があると判断してチャンスを与えるというそんな軽いものではない。

そういうふうに考えると、確かに委員が言われて、数としては薬物が多いんですけども、被害者という視点で考えると性犯罪、これは何としてでも地域で防げないといけない、特に無防備な子どもとか、女性が被害者になることを考慮すると、僕はこの視点はしっかり入れていかないといけないのかなとそういうふうに改めて思いを強くした次第なのですが、ここから先、犯罪者の処遇というのが難しいのはですね、その行為は被害者を確実に生む犯罪なのですね。それをどうするか。その原因が障害があったり色んな家庭の事情がありますけれども、それを踏まえた上でどうしていくかという時に、やった行為についてはきちんと責任を取らせるという、そういった基本的なスタンスは取らないといけないだろうということなんです。

そうふうに考えると、障害があっても障害特性を活かすような環境を作っていくというのは大事なのですが、やった行為については、これはきちんと責任を取るんだという、そ

ういう厳しさも必要であろう。そういう意味で保護観察においては、遵守事項というそのようなデッドラインがあって、デッドラインを踏み越えた時には、これはきちんと責任を取らせるという、そういった観点が必要ではないかと。これが犯罪者処遇の特徴だろうというふうに思いまして、我々が大事なものは、犯罪者の犯罪性、反社会性、平たく言えば毒気ですね、毒気をいかに抜くか、抜いた上ではじめてその人が地域の中で受け入れられるわけだし、そもそも特性というのが生かされるわけですから、その部分の視点というのはシビアに持たないといけないだろうというふうに思うわけで、そうした時に連携というふうに考えた時に、当然色んな支援機関との連携の中に犯罪行為ですから、警察との連携これは非常に大事なのですね。性犯罪もそうですし、特に13歳未満を対象にした性犯罪者は警察と連携することになっていますし、あとストーカー、DV、これも警察との連携が必要なんです。

ですから、デッドラインを踏み越えてはいけないんだという、そういう環境を作った上で、それは単なるハッターリではなくて、踏み越えた時には直ちに動くというような体制を作っていく、これはそういう意味では我々の犯罪防止という観点では当然、保護観察所が中核点であると思うんですけれども、当然、保護観察対象者に限定されますから、それ以外も含めて警察との連携というのにも必要かなと、そういったところの視点が求められるだろうということになった時に、そうふうに考えると1つの枠組みを作って、枠組みを超えた時はどうするか、そこまで責任を持たないと、やはり救いの手を差し伸べると手痛いしっぺ返しをくらって、それは福祉機関の方が本当に苦労されているのですね。一旦受け入れられたけれども、どうにもならない、困ったという、そういうような時にどうしていくかというタフな体制を作っていくということで、色んなところで、一番いけないというのは皆さんお感じになっていると思うんですが、孤立させることなんですね。孤立させるというのは一番危ない。孤立させると妄想の世界に入ってしまう、インターネットの中で妄想が膨らんだり、最近では表立って行動しませんが悪い連中に引き込まれるなど孤立させるとろくなことがない、そこが委員も言われたとおり家族も連携して、地域の中でどっかに引っかかるということで、引っかかっただけではダメで、そこから先、今までの審議会にもあるようにどこにつないだらよいかという、その部分もしっかり用意した上で引っかかったら然るべきところにつながっていくという、それがたらい回しという形になると

排除になりますけれども、いい意味での適材適所というか、色んな機関が連携して、ひっかかったら上手い具合にネットワークを利用して然るべきところにつなぐと。どうにもならなくなった時には、究極のところは警察とか、病院で措置入院とかそういう形になると思うんですけども、そうならないように機関の中で適切な支援が差し伸べられるようなネットワークを作っていく、これがはっきり言いますと、現実的にできるのは当県かなと。

私、今まで色んなところに転勤してきましたけれども、この滋賀県ほど関係機関の連携が良いところはないのですよね。それはどうしてかというのは、伝統的に福祉県ということもございまして、琵琶湖を中心にまとまっているみたいなどころがあって、すごく連携がいい。

それから人口規模も東京都とか大阪府のような大きいところは非常に重たいわけで、滋賀県はある意味で色んな連携がしやすい素晴らしい県だというふうに思っているところでもございまして、どうにか連携ネットワークを作っていただいて、どっかで引っかかって然るべきところにつながっていくというような、是非とも計画でつまびらかにしていただけると心強いと思います。

【専門分科会長】

はい、ありがとうございます。1つだけ最後に「滋賀らしさ」というのを基本理念にあげておられまして、滋賀県の連携、色んな機関の関係性の良さ、人口規模のことができましたけれども、計画策定していく時の「滋賀らしさ」というのも1つ理念の中でどのように見ていったらいいのかというのは、何か思うところがございましたらお聞かせいただけたら次回に絞っていけるかと思うんですけども、何かございますか。

【委員】

先程、犯罪者にもものすごくお金をかけているというお話が出ましたが、それはね、今かけているんですよ。つまり、貧乏で全然教育を受けられなかった、だからそういう知識が全く育っていない。それともう1つは虐待、虐待されて育っている、これもお金があったら虐待をしなくて済んだらろうと、もっと豊かな心を持った両親がいたらそんなことにならなかったらろうと、それは思います。

ですから滋賀県がこれだけいいことができ、そうすると必ず予算がこれから必要となつてきますから、色んなところで何でこんなにお金をかけるのかというような話が出てくると思うんです。

ただその時に今までお金をかけられなかった人がこれだけお金がいるのだと。それこそ5年前までは、監獄法だったんですね。監獄にいる人にお金をかけてどうするのかということでお金をかけていなかった。

そして出所してきてまた同じことを繰り返してきている。だからそれを止めるには、どこかでやっぱりお金をかけて、色んな人的支援、お金というのは何も本人に支給するのではなくて、皆が協力するという人的支援がいるわけですね。そういう人的支援をせざるを得ないんですよ。今、小学校でもデータ出ていますね、500万円未満の世帯で育った子どもと、500万円以上の世帯で育った子どもで学力差というのは出ていますね。個別ケースですが、例えば、その学力差が未だに追いついていない子が毎日しんどい思いをしているのは当たり前で、貧乏というのは表に出てきませんから、昔の貧乏と今の貧乏は違いますから。そういう意味でも是非これはお金をかけないといけないというような観点を共通認識で持ってもらって、特に両親、それからおじいさん、おばあさんが問題なんですよ、保護観察の場合は。いいおじいさん、おばあさんがいればやらなかったとおじいさん、おばあさんに虐待されなかったらどうもなかったらと思うケースはたくさんあります。そういう意味でも堂々と予算をとってもらってやっていただけたらなと思います。

〔委員〕

今のお話を伺っていて、そうだなと思っているのですけれども、再犯をする人たちがどうして再犯するのかということの整理はしなくていいのでしょうか、というようなことなんですけれども、これは一般的に言われているからということで滋賀県が作るこういうことに対して、何かそういうものの整理がね、例えば再犯のことってというのは、1つはホームレスへの支援にすごく親和性があるのではないかと考えていまして、ホームレスの人たちのある所の実態調査などを見てみると、ホームレスをされている人たちの実態調査、まさに委員がおっしゃったようなことに近いのは、成育家庭が虐待ということも含めて貧困であるということ、何らかの障害があるということ、それから教育環境に何らかの問題が

あったこと、それから不安定な就労であるというようなこと、それからこれはちょっとホームレスならでのことかもしれませんが多重債務ということがある、それから依存症であるみたいなことがホームレスにつながっていくという時に、こういうことと再犯というのは、非常に近いところにあるのではないだろうかというように思っていて、こういうことを1度、会長のもと、何故犯罪を繰り返すのかという話は、何か報告書などに僕等の共通理解があって、計画というのが出てくるのではなかろうかというように思っているところが1つと、あと「滋賀らしさ」とは何なのかという話は、これは皆で考えるしかないと思うんですけども、1つね、僕はこんなことができるかわかりませんが、生活保護は現金給付に特化されているということが言えますよね、もう1つの生活困窮者自立支援事業みたいなものでは給付でなくてケアですよ。

ですからこれがある種の縦割りみたいなことがあって、できればセットものとして取り組んでいく必要があるのではなかろうかと、つなぐというかですね。生活保護を受給されながらケアを受けるみたいな話がモデル的な取組としてやってみるというのはどうかということ、これはそれこそネットワークという領域の中でできる話なんだろうなと思うのですが、もっと積極的に問題意識を持って取り組んでいくことで、例えば出所後、生活保護もあるけどケアも受けるというようなことが、ケアというのはつながり、さっきの孤立という話もありましたけれども、僕は孤立は深刻な問題だと思いますが、質より量という感じはしますよね。色んなものをつながっていたほうが良いという、これは決して質が高くなくても社会の中で色々つながる方法を模索していくという、質より量という正しい言い方ではないかもしれませんが、もちろん質が高くて量がいっぱいあればいいんですけども、色々生活の中で色んな人とどうつながっていくのかということがすごく「滋賀らしさ」として前面に出していくようなことができないものかと、そんなことを思いました。

〔専門分科会長〕

本当に今日のお話だけでもやっぱり再犯防止といっても、かなり幅広いし、奥も深くて、これをどのように具体的な計画にしていこうかといった時に、しかも国が示したような絵に描いたような感じだけではなくて、もう少しそこに「滋賀らしさ」とか丁寧な部分を入

れていこうと思った時は、これはなかなかの作業になるんだろうと思うんですけども、是非とも今後とも御協力いただいて、少しずつ深めて、煮詰めていけたらと思います。

あと最後にもう少し時間がありますが御質問とかございますでしょうか。よろしいですか。

今、委員が言われた、どうして再犯するのかというところについては、県のこの全体の事業の中で、実態調査ということで色んな事業所等へ行って、ヒアリング調査をされております。

多分その中からもそういったことも出てくるのかと思いますので、そういったことも併せながら、また情報をいただきながらこの分科会で煮詰めていけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは進行を事務局にお返しします。

〔司会〕

本日、皆様から大変貴重な御意見を色々いただきました。ありがとうございました。私どもが色々整理したり、また皆様に個別にお伺いしたい件とか色々たくさんあるということに気付かせていただきました。

これから計画策定を進めていくわけですが、やっぱり色々な考えをしっかり私ども整理させていただいて、次の提案なり分科会の方に進めさせていただきたいと思います。

また引き続きお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは本日はこれもちまして専門分科会を終了させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。